

「令和5年度みやぎ人財活躍応援センター運営事業業務」企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和5年度みやぎ人財活躍応援センター運営事業業務」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

宮城県内の雇用情勢は、人口減少を背景として、平成24年4月より有効求人倍率が1倍を超えて推移してきた。昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一部業種、職種において業績の悪化が見られ、有効求人倍率の低下が生じたものの、依然1倍を超え推移しており、職種によっては、求人・求職者数に偏りが見られ、特に中小企業において人手不足は大きな課題となっている。

そのため、女性や高齢者等の潜在的労働力のほか、就職氷河期世代で不本意ながら不安定な仕事についている方等の多様な人材の活躍推進が必須であり、県内全域を対象とした雇用支援拠点を設置し、登録制による、トータルかつきめ細かな支援を行うとともに、地元企業の求人情報や企業情報をマッチングに繋げ、県内企業の人材確保を図る。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務の内容

「令和5年度みやぎ人財活躍応援センター運営事業業務」企画提案に係る仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(2) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 履行場所

宮城県内(仙台市を除く。)

3 事業費(委託上限額)

この公募案件に係る事業費(委託上限額)は、143,520,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

4 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

(1) 履行場所内に職業紹介事業の許可を受けた事業所を有している、または、令和5年4月1日までに職業紹介事業の許可を受けた事業所を確実に設置することができ、取扱職種が「全職種」で、かつ、取扱地域が「日本国内」の者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(4) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、厚生労働大臣から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられた者でないこと。

- (5) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定によるもの）に該当しないこと。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (9) 当該業務の円滑な履行ができる体制を整備できること。

5 企画提案の事項

下記の（1）～（9）の企画提案に当たっては、仕様書7の目標値達成を意識した提案とすること。なお、重点的に取り組む事項についてはその理由を含め提案すること。

- (1) 履行場所の雇用情勢の現状と課題分析、課題解決の方向性
 - (2) 実施拠点の設置場所及びその理由
 - (3) 事業の効果的な周知
 - (4) 求職者の効果的な掘り起こし（内容・実施場所・実施回数等）※
履行場所等における求職者の効果的な掘り起こしのための方策
 - (5) 求職者の就職支援（内容・実施回数等）※
求職者の就職支援に資する取組
 - (6) マッチングサポート（内容・実施回数等）※
求職者と地域企業とのマッチングに資する取組
 - (7) 企業採用コンシェルジュ（内容・実施方法・目標訪問企業数等）
企業の人材確保・定着に資する企業訪問
 - (8) 関係機関との連携体制（関係機関名・連携内容等）
 - (9) 事業全体に係る実施体制・運営体制（人員配置・拠点間連携内容等）
- ※（4）～（6）については、対象者や地域性等を考慮した内容を盛り込むこと。

6 募集内容に関する質問受付及び回答

本事業に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること（口頭及び電話による照会については応じない。）。

- (1) 受付期間
令和5年1月20日（金）から令和5年1月27日（金）午後5時まで
- (2) 提出先
宮城県経済商工観光部雇用対策課
- (3) 提出方法
指定様式（様式第1号）を用いて、E-mailの方法により受け付けるものとする。
E-mail アドレス：koyousu@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 回答
質問に対する回答は、雇用対策課ホームページに掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年2月6日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

(3) 提出先

宮城県経済商工観光部雇用対策課雇用推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎14階（北側）

(4) 提出書類

イ 企画提案提出書（様式第2号） 1部

ロ 企画提案書 8部

規格：A4判，片面印刷で30ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない）

表紙を付けページの通し番号を付すること。

表紙には，提案者の事業者の名称を記載すること。

ハ 過去の類似業務の実績 8部

ニ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号） 1部

ホ 事業経費参考内訳書（様式第4号） 1部

(5) 提出後の変更

提出された書類について，提出後の差し替え，変更及び取消は一切認めない。

また，提出された書類は，一切返却しない。

(6) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は，無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合，又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領等に従っていない場合

ハ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合

ニ 下記8に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ，若しくは不正の利用をするために連合した団体等が提出した場合

へ 民法（明治29年法律第89号）第90条，第93条，第94条又は第95条に該当する提案である場合

(7) その他

イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は，速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。

ロ 企画提案書の再提出は認めない。

ハ 取下願の提出があった場合も，既に提出された企画提案書は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書により行うが，提案受付後，提案内容について説明を求めることがある。

8 契約相手方の決定

(1) 契約予定者の選定方法

「令和5年度みやぎ人財活躍応援センター運営事業業務」プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者を契約予定者として選定する。

(2) 審査方法

イ 応募のあった企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、下記（3）の審査項目に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が高点の場合、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者程度を選定する。選定内容に関する質問には応じられない。

(3) 審査項目及び配点

イ 評価点は、次の審査区分及び配点（合計100点）により行うものとする。

	審査項目	配点（点）
1	履行場所の雇用情勢の現状と課題分析、課題解決の方向性	10
2	拠点の設置場所及びその理由	10
3	事業の効果的な周知	5
4	求職者の効果的な掘り起こし（内容・実施場所・実施回数等）	10
5	求職者の就職支援（内容・実施回数等）	15
6	マッチングサポート（内容・実施回数等）	15
7	企業採用コンシェルジュ（内容・実施方法・目標訪問企業数等）	10
8	関係機関との連携体制（関係機関名・連携内容等）	10
9	事業全体に係る実施体制・運営体制（人員配置・拠点間連携内容等）	15
	合計	100

ロ 順位点は次のとおりとする。

1位：2点、2位：1点、3位：0点

(4) 第一次審査（書面審査）

イ 実施日（予定）

令和5年2月7日（火）

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、上記（2）の審査項目及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位数者を選定する。

ハ 結果の通知

審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日（予定）

令和5年2月17日（金） ※開始時間は改めて通知する

ロ 実施会場（予定）

宮城県行政庁舎14階（南側） 経済商工観光部会議室 ※詳細は改めて通知する

ハ 実施方法

(イ) 出席者は、1事業者につき3名以内とする。

(ロ) 1事業者当たりの持ち時間は40分（説明25分、質疑応答15分）とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は、無効とする。

(ニ) 事前に提出された企画提案書（書面）に基づいて説明を行うこととし、プロジェクター及びパソコンの使用並びに当日の追加資料の配付等は認めない。

ニ 結果の通知

企画提案書及びプレゼンテーションにより、あらかじめ定めた評価基準に基づいて選定委員が審査を行い、各選定委員の採点に基づく順位点の総計最上位1者を選定する。審査終了次第、プレゼンテーション出席者に審査結果を通知し、選定結果（参加者名や採点結果等）については、後日宮城県経済商工観光部雇用対策課ホームページにて公表する。

9 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記8(5)によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

10 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

宮城県は、選定した契約予定者と別に見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。

なお、選定された事業者が委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を契約予定者とする。

また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものでなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、実際の業務内容や進め方については、随時県と協議して決定する。

11 企画提案募集に係るスケジュール

(1) 企画提案募集に関する公告（宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページに掲載する。）・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年1月20日（金）

(2) 事業実施に関する質問受付・・・・・・・・令和5年1月20日（金）～令和5年1月27日（金）
午後5時まで（必着）

- (3) 質問回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年1月30日(月)
- (4) 事業の企画提案書の提出締切日・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年2月6日(月)
午後5時まで(必着)
- (5) 企画提案書の書面審査(実施する場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年2月7日(火)
- (6) 書面審査の結果発表(実施する場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年2月8日(水)
- (7) 企画提案書のプレゼンテーションの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年2月17日(金)
- (8) 選定業者の発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年2月下旬
- (9) 選定業者との契約に関する準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年3月下旬
- (10) 契約締結予定日・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年4月1日(土)

12 企画提案募集に当たる広報

事業の企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和5年1月20日(金)から、宮城県出納局契約課及び宮城県経済商工観光部雇用対策課のホームページで公開する。

13 注意事項

- (1) 本業務は、厚生労働省が実施する補助事業を活用し、実施する予定であり、交付金が不採択又は減額交付となったときは、契約手続きの中止、契約の解除、契約金額の減額等を行う。
- (2) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 委託者(県)と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上、決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- (4) 企画提案に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の募集を延期又は取り止めることがある。
- (5) 本事業は、年度当初から業務を開始する必要があることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として、年度開始(歳出予算成立)前に企画提案の手続きを進めているものである。
したがって、本件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約手続きの中止や契約の解除を行う。
- (6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合、非開示部分(個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など)を除き、開示することとなる。